

## ○児童委員・主任児童委員制度はこども家庭庁に移管。民生委員制度は引き続き厚生労働省が所管。

- ・ こども家庭庁の創設により、民生委員は厚生労働省、児童委員はこども家庭庁が所管することとなるが、地域で御活躍いただいている民生委員・児童委員の業務や役割に変更が生じるものではない。

## ○民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は、引き続き厚生労働大臣が行う。(法律改正なし)

- ・ こども家庭庁の創設後も、民生委員・児童委員の地域での一体的な活動に支障をきたすことのないよう、民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名を引き続き厚生労働大臣から行う。また、民生委員・児童委員の選任要領を変更する予定はない。
- ・ 民生委員・児童委員の推薦や委嘱・解嘱、主任児童委員の指名の事務については、社会・援護局から地方厚生局を通じて自治体に連絡・調整しているが、こども家庭庁の設置後にこれらの事務の流れを変更する予定はない。
- ・ 表彰の事務手続きについても同様であり、こども家庭庁創設後も児童委員・主任児童委員含め厚生労働大臣から表彰する。

・民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)(抄)

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

② 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

## ○民生委員法及び児童福祉法に連携規定を新設。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(抄)

・民生委員法

第二十八条 厚生労働大臣は、この法律の運用に当たつては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。(新設)

・児童福祉法

第十八条二の二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たつては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。(新設)

## ○全民児連・厚生労働省・こども家庭庁三者間の緊密な連携の推進。

- ・ 各地域で懸念や支障が生じることのないよう、関係者の皆様のご意見もお伺いしながら、全民児連と厚生労働省、こども家庭庁の三者で適時情報共有・意見交換を行うなど、緊密に連携していく。